

震災対策編の主な修正内容（新旧対照表）

主な修正内容

【第1編 総則】

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要（P4-P5）

現行	修正案
1 周到でかつ十分な震災予防 (1) 略 (2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。 ア 略 イ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。<u>併せて</u>、消防団・自主防災組織*1等の育成強化、災害ボランティア*2活動の環境整備<u> </u>、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。 ウ～エ 略	1 周到でかつ十分な震災予防 (1) 略 (2) 災害予防段階における施策の概要は次のとおりである。 ア 略 イ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。<u>あわせて</u>、消防団・自主防災組織*1等の育成強化、災害ボランティア*2活動の環境整備<u>・連携体制の強化</u>、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。 ウ～エ 略 <u>オ 県は、内閣府等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域ボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努める。</u>
2 略 3 適切かつ速やかな震災復旧・復興 (1) 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。 <u>エ</u> 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。 (2) 略	2 略 3 適切かつ速やかな震災復旧・復興 (1) 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおりである。 <u>ア 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をする。</u> <u>イ</u> 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。 (2) 略

第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項

第5 事業者や住民等との連携に関する事項（P7）

現行	修正案
関係機関が一体となった防災対策を推進するため、 _____ _____ _____ _____地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。 また、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した取組の推進を図ること。	関係機関が一体となった防災対策を推進するため、<u>地域防災計画において公共的団体又は民間の団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係る事業者等との連携強化を図るとともに、</u>地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。 また、郵便局は、あまねく全国に拠点が存在するなどの強みを有していることから、郵便局と連携した取組の推進を図ること。

第4章 地震防災環境

第2 防災対策推進上の留意点（P10）

現行	修正案
1～2 略 3 多様な視点に配慮した防災対策の推進 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 _____ _____ _____ _____ _____ 4～5 略	1～2 略 3 多様な視点に配慮した防災対策の推進 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。 <u>また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u> 4～5 略

【第2編 地震災害対策計画】

第1章 地震災害予防計画

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

第4 ライフライン施設の安全化（P49-P50）

現行	修正案
1 略 2 上水道施設の安全性の確保 (1) 水道施設の現況 水道事業は、雲南市 水道局が経営しており、地震被害としては送・配水管の <u>折損並びに継手部</u>の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高い。 (2) 自主保安体制の構築 <u>水道事業者</u>は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に施設の耐震化を推進していくものとする。 ア 貯水、取水、浄水施設など <u>水道施設</u>の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。 イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い <u>石綿セメント</u>管については、耐震性の高い <u>ダクタイル鋳鉄</u>管に取り替える <u>とともに継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。</u> <u>ウ 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。</u> <u>エ</u> 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。 <u>オ</u> 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、<u>浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。</u> <u>カ</u> 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯	1 略 2 上水道施設の安全性の確保 <u>民間事業者等との協定締結などにより発災後における上水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後に迅速に復旧できるよう、上水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u> (1) 水道事業の概況 水道事業は、雲南市 <u>上下</u>水道局が経営しており、地震被害としては送・配水管の <u>破損等による</u> 漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高い。 (2) 自主保安体制の構築 <u>上下水道局</u>は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に施設の耐震化を推進していくものとする。 ア 貯水、取水、浄水施設など _____ の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。 イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い _____ 管については、耐震性の高い _____ 管に取り替える _____。 _____。 <u>ウ</u> 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。 <u>エ</u> 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、 _____ 配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。 _____。

<u>水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。</u> <u>キ</u> 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。 (3) 略 3 下水道施設の安全性の確保 _____ _____ _____ (1) 下水道施設の現況 市では、公共下水道事業、_____農業集落排水事業及び合併浄化槽等により処理を行っている。特に、地震被害としては、管渠の<u>折損並びに継手部の漏水</u>が想定され、軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高い。 (2)～(3) 略 4～7 略	<u>オ</u> 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。 (3) 略 3 下水道施設の安全性の確保 <u>民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、発災後に迅速に復旧できるよう、下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。</u> (1) 下水道施設の現況 市では、公共下水道事業、<u>特定環境保全公共下水道、簡易排水、</u>農業集落排水事業及び合併浄化槽等により処理を行っている。特に、地震被害としては、管渠の<u>破損等</u>が想定され、軟弱地盤地域においては被害発生の危険性が高い。 (2)～(3) 略 4～7 略
--	--

第1章 地震災害予防計画

第5節 防災活動体制の整備

第4 広域応援協力体制の整備 (P60-P63)

現行	修正案
1～3 略 4 防災関係機関_____の連携体制の整備 (1) 共通 _____地震災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、及び緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。 _____県、市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、_____	1～3 略 4 防災関係機関・<u>企業等</u>との連携体制の整備 (1) 共通 • _____地震災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、及び緊急輸送ルート等の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。 • _____県、市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害</u>

廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

国、県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(2)～(6) 略

5 応援計画及び受援計画の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

・ 県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

・ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するよう努める。

また、県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努める。

・ 国、県及び市町村は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(2)～(6) 略

5 応援計画及び受援計画の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

県は、市の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努める。

市は、国や県、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

(1)～(4) 略

6 略

市は、国や県、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

(1)～(4) 略

(5) 県は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

6 略

第1章 地震災害予防計画

第5節 防災活動体制の整備

第8 罹災証明書の発行体制の整備 (P64)

現行	修正案
(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や____民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や <u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他</u> の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
(2) 略	(2) 略
(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や____民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。	(3) 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や <u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の</u> 民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。
(4) 略	(4) 略

第1章 地震災害予防計画

第7節 広報体制の整備

第2 市民への的確な情報伝達体制の整備 (P68)

現行	修正案
(1)～(5) 略 (6) 市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、<u>特別機法及び警報等</u>の伝達手段の多重化・多様化に努める。なお、伝達手段の多重化・多様化にあたっては、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるような仕組みづくりその他必要な施策の推進に努めるものとする。 (7)～(8) 略	(1)～(5) 略 (6) 市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、<u>特別警報、危険警報及び警報等</u>の伝達手段の多重化・多様化に努める。なお、伝達手段の多重化・多様化にあたっては、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるような仕組みづくりその他必要な施策の推進に努めるものとする。 (7)～(8) 略

第1章 地震災害予防計画

第8節 避難予防対策

第2 避難体制の整備 (P73)

現行	修正案
1 避難計画の策定 (1)～(4) 略 (5) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援 県及び市は、<u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u> また、県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の	1 避難計画の策定 (1)～(4) 略 (5) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援 県及び市は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所について、情報の把握に努めるとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</u> また、県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の

留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 2 略	留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 2 略
---	---

第1章 地震災害予防計画

第8節 避難予防対策

第3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知（P75-P76）

現行	修正案
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等 (1) 略 (2) 指定避難所の指定及び整備 ア 略 イ 指定避難所の整備 市は、指定避難所となる施設には、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。 <u>また、</u>必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、新型インフルエンザ等感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 <u>また、</u>指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・無線LAN・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等 (1) 略 (2) 指定避難所の指定及び整備 ア 略 イ 指定避難所の整備 市は、指定避難所となる施設には、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める ・ <u>必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、新型インフルエンザ等感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u> ・ <u>指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・無線LAN・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</u> ・ <u>地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水とし</u>

<u>なお、</u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。 ウ～カ 略 (3) 略 2～5 略	<u>て活用するための登録制度の整備・活用や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。</u> ・ <u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u> ウ～カ 略 (3) 略 2～5 略
--	---

第1章 地震災害予防計画

第1.1節 医療体制の整備

第2 情報収集管理体制の整備 (P84)

現行	修正案
大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。 <u>また、</u>災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。	大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。 ・ <u>災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努める。</u> ・ <u>災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。</u>

第1章 地震災害予防計画

第1.1節 医療体制の整備

第3 医療救護体制の整備 (P84)

現行	修正案
災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害	災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害

2 略	2 略
-----	-----

第1章 地震災害予防計画

第13節 輸送体制の整備

第4 緊急輸送道路啓開体制の整備（P91）

現行	修正案
1～2 略 3 道路啓開用装備・資機材の整備 道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。 また、<u> </u>障害物<u> </u>除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じ<u>た </u>協議会<u>等の設置</u>による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する<u> </u>。 4 関係団体等との協力関係の強化 道路管理者は、地震災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開<u> </u>作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。 また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。	1～2 略 3 道路啓開用装備・資機材の整備 道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。 また、<u>自然災害発生後の障害物の</u>除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じ<u>て、道路法等に基づき、</u>協議会<u>の設置等</u>による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する<u>とともに、定期的な見直しを行う。</u> 4 関係団体等との協力関係の強化 道路管理者は、地震災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開、<u>応急復旧等の</u>作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。 また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第1章 地震災害予防計画

第15節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

第1 基本的な考え方（P94）

現行	修正案
地震災害時の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。 _____ _____ _____ _____	地震災害時の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。 ・ <u>本計画で想定する被害は、島根県地域防災計画（震災編）第1編第5章「地震被害想定」に示すように、島根半島沖合（F56）断層の地震による想定被害（最大被害）とする。</u> ・ <u>平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行う</u>

_____ _____ _____ _____要配慮者<u>及び</u> _____男女<u>双方</u>のニーズの違い_____や_____ア レルギー対応等に_____十分配慮<u>の上、品目等を選定</u>する。 _____ _____ _____	<u>よう努めるとともに、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）等を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。</u> ・ <u>食料、生活必需品等の備蓄・調達品目は、要配慮者に十分配慮して選定するとともに、男女_____のニーズの違いなど、男女双方の視点や、アレルギー対応等にも十分配慮_____する。</u> ・ <u>県及び市町村は、物資の備蓄状況については年に１回、広く県民に公表する。</u> ・ <u>物資の正確に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</u>
--	---

第１章 地震災害予防計画

第１６節 廃棄物等の処理体制の整備

第２ 廃棄物処理体制の整備（P99）

現行	修正案
１ 略 ２ 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備 （１） 略 _____ _____ <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 ３～５ 略	１ 略 ２ 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備 （１） 略 <u>(2) 県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に 応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性向上に努める。</u> <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 ３～５ 略

第１章 地震災害予防計画

第２０節 災害ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化

第１ 基本的な考え方（P107）

現行	修正案
第２０節 災害ボランティアの活動環境の整備_____ 第１ 基本的な考え方 大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要と	第２０節 災害ボランティアの活動環境の整備<u>・連携体制の強化</u> 第１ 基本的な考え方 大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要と

なり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から

活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

なり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。また、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から登録被災者援護協力団体との連携強化に努め、活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

第1章 地震災害予防計画

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化

第3 災害ボランティアとの連携体制の整備（P107）

現行	修正案
市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの活用	<u>県及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u> <u>また</u>、市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの活用

第1章 地震災害予防計画

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化

第4 災害ボランティアの育成 (P108)

現行	修正案
市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成_____に努める。	市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成、 <u>及び避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保</u> に努める。

第1章 地震災害予防計画

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備・連携体制の強化

第6 災害ボランティアの普及・啓発 (P108)

現行	修正案
市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。 <u>市は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</u>	市は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。 <u>また、県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他ボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な普及・啓発に努める。</u>

第1章 地震災害予防計画

第21節 防災教育

第8 災害教訓の伝承 (P113)

現行	修正案
(1) 略 (2) 市民は、_____自ら災害教訓の伝	(1) 略 (2) 市民は、 <u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、</u> 自ら災害教訓の伝

承に努めるものとする。国、県、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

承に努めるものとする。国、県、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第1章 地震災害予防計画

第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

第2 避難行動要支援者等支援体制の構築 (P121)

現行	修正案
1～2 略	1～2 略
3 避難行動要支援者の避難支援	3 避難行動要支援者の避難支援
(1) 略	(1) 略
(2) 市は、避難行動要支援者があらかじめ定めておいた指定避難所等への移送手段が使えない場合に備え、福祉タクシー事業者等と協定を締結する等移送手段の確保に努める。	(2) 市は、避難行動要支援者があらかじめ定めておいた指定避難所等への移送手段が使えない場合に備え、福祉タクシー事業者等と協定を締結する等移送手段の確保に努める。
	<u>また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。</u>
4 略	4 略

第1章 地震災害予防計画

第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

第3 地域における要配慮者対策 (P122)

現行	修正案
1 略	1 略
	<u>2 社会福祉施設等における対策</u>
	<u>市はDWA Tの受け入れ態勢の整備に努める。</u>
	<u>なお、県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内、近隣都道府県内における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を県に登録するよう要請する。</u>
	<u>また、県は、しまね災害福祉広域支援ネットワーク（事務局：島根県社会福祉協議会）と連携して、災害発生時において要配慮者（高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）に対して福祉支援を行う島根</u>

	県災害派遣福祉チーム（しまねDWAT）を避難所等に派遣する体制を整備し、災害時の福祉支援体制の確保に努める。
<u>2</u> 略	<u>3</u> 略
<u>3</u> 略	<u>4</u> 略
<u>4</u> 略	<u>5</u> 略

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 基本的な考え方（P127）

現行	修正案
略 (1) 県 県下に地震災害が発生し、又は地震及び津波災害が発生するおそれがあるとの特別警報及び警報が発表された場合、県は総合防災情報システムによる携帯メールや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部の設置、「島根県大規模地震・津波災害業務継続計画」による業務の実施体制の確保など災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市町村が防災活動を円滑かつ迅速に実施できるよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。 県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。 また、県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関 _____ 等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。 (2)～(3) 略	略 (1) 県 県下に地震災害が発生し、又は地震及び津波災害が発生するおそれがあるとの特別警報及び警報が発表された場合、県は総合防災情報システムによる携帯メールや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部の設置、「島根県大規模地震・津波災害業務継続計画」による業務の実施体制の確保など災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市町村が防災活動を円滑かつ迅速に実施できるよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。 県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。 また、県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、<u>登録被災者援護協力団体</u>等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。 (2)～(3) 略

第2章 地震災害応急対策計画

第4節 広域応援体制

第3 市における広域応援体制（P171）

現行	修正案
(1)～(3)	(1)～(3) (4) 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要がある

	と認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。 市は、要求ができない場合には、その旨及び当該市の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。
---	--

第2章 地震災害応急対策計画

第6節 災害救助法の適用

第6 災害救助の実施方法等（P187-P189）

現行				修正案			
1～3 略				1～3 略			
災害救助法による救助の種類、対象、期間				災害救助法による救助の種類、対象、期間			
救助の種類	対 象	期 間	備 考	救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	略	略	略	避難所の設置	略	略	略
応急仮設住宅の 供 給	略	略	略	応急仮設住宅の 供 給	略	略	略
炊き出しその他 による食品の給与	略	略	略	炊き出しその他 による食品の給与	略	略	略
飲料水の供給	略	略	略	飲料水の供給	略	略	略
被服寝具その他 生活必需品の 給与又は貸与	略	略	略	被服寝具その他 生活必需品の 給与又は貸与	略	略	略
医 療	略	略	略	医 療	略	略	略
助 産	略	略	略	助 産	略	略	略
被災者の救出	略	略	略	被災者の救出	略	略	略
				福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）	災害発生の日から7日以内	福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等に係る経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。

以下表 略

4 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画の該当章、節
救助の総括	略
被害状況等の調査・報告	略
応急仮設住宅の供給	略
避難所の設置運営	略
炊き出し等食品の給与	略
飲料水の供給	略
生活必需品の給与	略
応急医療の実施、助産	略
救出	略
被災住宅の応急修理	略
教科書・学用品等の給与	略
死体の埋火葬	略
死体等の搜索	略
検案等死体の処理	略
障害物の除去	略
輸送（輸送費）	略
労務供給（賃金職員等雇上費）	略
・被災者の避難に係る支援	略
・医療及び助産	略
・被災者の救出	略
・飲料水の供給	略
・死体の搜索	略
・死体の処理	略
・救済用物資の整理配分	略

以下表 略

4 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画の該当章、節
救助の総括	略
被害状況等の調査・報告	略
応急仮設住宅の供給	略
避難所の設置運営	略
炊き出し等食品の給与	略
飲料水の供給	略
生活必需品の給与	略
応急医療の実施、助産	略
救出	略
被災住宅の応急修理	略
教科書・学用品等の給与	略
死体の埋火葬	略
死体等の搜索	略
検案等死体の処理	略
障害物の除去	略
輸送（輸送費）	略
労務供給（賃金職員等雇上費）	略
・被災者の避難に係る支援	略
・医療及び助産	略
・被災者の救出	略
・福祉サービスの提供	〃 第7節 避難活動
・飲料水の供給	略
・死体の搜索	略
・死体の処理	略
・救済用物資の整理配分	略

第2章 地震災害応急対策計画

第7節 避難活動

第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営（P200-P202）

現行	修正案
1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 (1) 略 (2) 開設の方法 ア～カ 略 キ 次の事項を県への速やかな報告 (ア) 指定緊急避難場所又は指定避難所開設の目的、日時及び場所 _____ (イ)～(オ) 略 (3)～(4) 略 2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、避難所開設当初 _____ からパーティションや簡易ベッドを設置する <u>よう努めるとともに、</u> _____ <u>食事供与の状況、</u> _____ _____ ト トイレの設置状況、 _____ 避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、</u>洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。<u>併せて以下の点に留意する。</u> _____ _____ (1)避難所の運営方法 ア～サ 略 シ 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備 (ア)～(オ) 略 (カ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 (1) 略 (2) 開設の方法 ア～カ 略 キ 次の事項を県への速やかな報告 (ア) 指定緊急避難場所又は指定避難所開設の目的、日時及び場所、<u>全国共通避難所・避難場所ID</u> (イ)～(オ) 略 (3)～(4) 略 2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のための</u>パーティションや簡易ベッドを設置する <u>こと</u> _____、<u>栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適な</u>トイレの設置状況、<u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況、</u>避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、<u>必要な対策を講じるよう努める。また、</u> _____ 洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。 _____ _____ <u>また、国の災害対応車両検索システム（D-TRACE）の活用や、民間企業との協定に基づき、キッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を設置し良好な生活環境の確保に努める。</u> (1)避難所の運営方法 ア～サ 略 シ 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備 (ア)～(オ) 略 (カ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避

難所__における安全性の確保 (キ) _____ 女性や子育て家庭 _____ のニーズに配慮した指定避難所__運営 ス～ソ 略 (2)保健・福祉・衛生対策 ア～イ 略 ウ 福祉的支援ニーズへの対応 <u>島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、指定避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる</u> _____ _____ _____ エ～ケ 略	難所等における安全性の確保 (キ) <u>キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者</u>のニーズに配慮した指定避難所<u>等</u>の運営 ス～ソ 略 (2)保健・福祉・衛生対策 ア～イ 略 ウ 福祉的支援ニーズへの対応 <u>特に、要配慮者（高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）が抱える福祉ニーズに対し、県が市町村から要請を受けた場合等は、しまね災害福祉広域支援ネットワーク（事務局：島根県社会福祉協議会）と調整し、島根県災害派遣福祉チーム（しまねDWA T）の派遣を行う。また、県内でのDWA T活動が困難な場合、必要に応じて、国（厚生労働省）や災害福祉支援ネットワーク中央センター等とも調整し、他都道府県DWA Tの派遣を要請する。</u> エ～ケ 略
---	---

第2章 地震災害応急対策計画

第7節 避難活動

第8 広域一時滞在（P203）

現行	修正案
(1)～(6) 略 _____ _____ _____	(1)～(6) 略 <u>(7) 市町村は広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</u>

第2章 地震災害応急対策計画

第8節 消防活動

第2 市・消防本部等による消防活動（P204-P205）

現行	修正案
1 市・消防本部の消火活動 (1)～(3) 略 (4) 同時多発火災への対応 ア～ウ 略	1 市・消防本部の消火活動 (1)～(3) 略 (4) 同時多発火災への対応 ア～ウ 略

エ 市街地火災消防活動 市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、<u>避難の勧告・指示等</u>を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。 オ 略 (5)～(6) 略 2 消防団による消火活動 (1)～(3) 略 (4) 避難誘導 <u>避難の勧告・指示等</u>がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。 3～4 略	エ 市街地火災消防活動 市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、<u>避難指示等</u>を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。 オ 略 (5)～(6) 略 2 消防団による消火活動 (1)～(3) 略 (4) 避難誘導 <u>避難指示等</u>がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。 3～4 略
--	--

第2章 地震災害応急対策計画

第10節 医療救護

第2 医療救護活動（P210-P211）

現行	修正案
1～8 略	1～8 略 <u>9 DHEAT、保健師等チームの派遣・活動</u> <u>県保健医療福祉調整本部は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、保健師等チームを被災地へ派遣する。</u> <u>また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、DHEAT及び保健師等チームの派遣を要請する。</u>

第5 道路啓開 (P227-P228)

22

第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保 (P231-P232)

23

必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

4 略

必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

4 略

第2章 地震災害応急対策計画

第15節 施設等の応急対策

第7 ライフライン施設応急復旧体制 (P243)

現行	修正案
1～4 略 5 上水道施設応急措置 <u>県は、市町村等間、協定締結組合等への支援・協力について、応援要請があった場合、又は、被害状況により必要と認めた場合は、幹旋、指導及び要請を行う。</u> 被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、<u>全国の水道事業者等</u>に支援を要請する。 (1) 応急復旧 <u>水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。</u> ア 給水の応急復旧 市民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。 イ 資機材等の調達 必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、<u>工事業者</u>への調達依頼により確保を図る。 (2) 略 6 下水道施設応急対策 (1) 応急復旧 被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。	1～4 略 5 上水道施設応急措置 被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、<u>日本水道協会島根県支部</u>に支援を要請する。 (1) 応急復旧 <u>上下水道局は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。</u> ア 給水の応急復旧 市民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。 <u>また、下水道管理者との連携を図り、復旧に努める。</u> イ 資機材等の調達 必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、<u>日本水道協会島根県支部</u>への調達依頼により確保を図る。 (2) 略 6 下水道施設応急対策 (1) 応急復旧 被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。 <u>また、上下水道局との連携を図り、復旧に努める。</u>

(2) 略 7～8 略	(2) 略 7～8 略
----------------	----------------

第2章 地震災害応急対策計画

第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

第4 飲料水等の供給（P260-P261）

現行	修正案
1 給水の実施 ____水道局は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、<u>近隣市又は県</u>に速やかに応援を要請する。 (1) 情報の収集 ____水道局は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。 ア～エ 略 (2) 略 (3) 広報 ____水道局は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等（戸別受信機を含む。）<u>や音声告知放送等</u>を用いてきめ細かく市民に広報する。 なお、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。 (4)～(5) 略 (6) 応援要請 激甚災害等のため当該市だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、<u>近隣市又は県、関係機関</u>に速やかに応援を要請する。 (7) 略	1 給水の実施 <u>上下</u>水道局は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、<u>日本水道協会島根県支部</u>に速やかに応援を要請する。 (1) 情報の収集 <u>上下</u>水道局は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。 ア～エ 略 (2) 略 (3) 広報 <u>上下</u>水道局は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等（戸別受信機を含む。）____を用いてきめ細かく市民に広報する。 なお、飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。 (4)～(5) 略 (6) 応援要請 激甚災害等のため当該市だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、<u>日本水道協会島根県支部</u>に速やかに応援を要請する。 (7) 略

第2章 地震災害応急対策計画

第20節 文教対策

第4 応急教育の実施（P267）

現行	修正案
県及び市は、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況に応じて、心のケアへの支援、学校に代わる施設の斡旋などにより応急教育の実施を支援を行う。 教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のための情報収集伝達に万全を期する。 また、 仮校舎及び 仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。 (1)～(8) 略	県及び市は、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況に応じて、心のケアへの支援、学校に代わる施設の斡旋などにより応急教育の実施の支援を行う。 教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のための情報収集伝達に万全を期する。 また、被災地学び支援派遣等枠組み（D－E S T）を活用した、学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の受け入れ、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。 (1)～(8) 略

第3章 地震災害復旧・復興計画

第3節 激甚災害の指定

第6 激甚法に定める事業及び関係部局（P300）

現行			修正案		
激甚法に定める事業及び関係部局は次のとおりである。			激甚法に定める事業及び関係部局は次のとおりである。		
適用条項	事業名	県関係部局名	適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1～9 略	略	第3条	1～9 略	略
	10 <u>婦人保護施設災害復旧事業</u>	健康福祉部		10 <u>女性自立支援施設災害復旧事業</u>	健康福祉部
以下表 略			以下表 略		